

中国の障害児教育(1)

— 北京市における行政組織と機能 —

The Special Education of Handicapped Children in China (1)
Administration and function of the School Board in Peking City

西 信 高・胡 勇

Nobutaka NISHI*, Hu YONG**

はじめに

筆者の二人は、1996年10月に北京市内にある障害者の教育や福祉に関する行政機関あるいは教育機関等を見学・参観し、そしてまた情報交換を行った。小論はその概要を紹介するとともに、今後両国の障害者関連施策の比較検討の作業を進めていくための手がかりを得ることを目的としている。

訪問に際しては、事前に現地在住の胡振華中央民族大学教授の仲介の労により、北京市障害者連合会と連絡をとった。後でも述べるように、北京における障害者関連の諸施策の遂行は、この連合会が統括する形となっている。北京の空港に降り立ったとき、連合会の侯副理事長はじめ担当職員の出迎えを受け、その後は連合会の手厚い配慮のもとで日程を消化した。以下、「I」において訪問した障害者関連機関を紹介し、合わせてそれらに関連する若干の問題についてふれる。

I 北京市における障害者関連機関

1 北京市残疾人联合会(北京市障害者連合会)

中国では、障害者の総括的な呼称としては一般的に「残疾人」が使用される。日本人としては、かつては「不具・廢疾」といった用語が使われた時代もあったが、すでに現在においては死語に等しい。したがって「残疾」にたいしても一定程度の違和感をもたないではないが、いづれにせよ中国ではこの語が一般的となっている。もともと用語は障害者に関する各国国民の認識の深化・発展につれて変化するものであり、そうした歴史的・社会的な条件を抜きにして語ることはできない。中国人にとって、障害者を弱者として、そして援助する必要のある人々として認識されており、「残疾人」というときも、差別的な意味合いは意識されていないといえる。また、最近では、「“障碍”をもっている人」といった表現も散見される。

呼称に関しては改めて検討することとして、本稿では「残疾人」も使用する。

北京市障害者連合会は1988年10月に設立され、北京市における障害者関連事業の推進向上などを任務とする総合的な団体である。

内部組織は図1にみるように、理事長、副理事長のもとに、組織連絡処、康復(リハビリ)処、教育就業(就職)処、宣伝文体(文化、芸術、スポーツ)処、基金処、国際連絡処といっ

* 島根大学教育学部障害児研究室

** 島根大学教育学部研究生

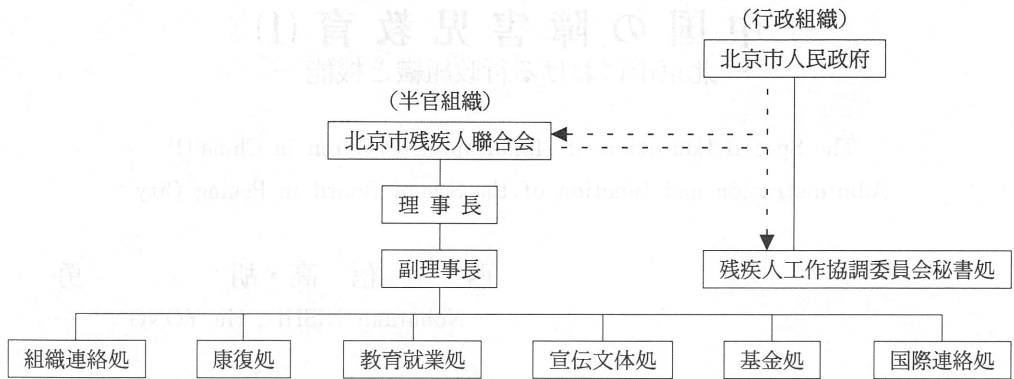


図 1

た各部署が配置されている。そして外局として、北京市政府残疾人工作协调委员会秘书处がある。

以下、各処の担当職務内容を列記する。

組織連絡処：障害者の基礎組織と大衆組織の指導、関係者の養成、障害者に対する措置と特惠政策の協調、障害者の社会保障の推進

康復（リハビリ）処：障害者の回復訓練計画の策定と実施、回復機構の協調と指導、リハビリ職員の養成、リハビリに関する学术交流、障害の予防、障害者用具の開発と供給の実務

教育就業（就職）処：障害者の教育と職業の訓練の組み立て、手話と点字の普及拡大、視覚障害者のマッサージ業に関する行政、障害の多様化に対応する就業保障事業

宣伝文体（文化、芸術、スポーツ）処：「全国助残日」（障害者を援助する毎年の記念日）における活動の組織、関係部門の障害者向けの読み物と精神的な文化用品の提供への協力、障害者の文化・芸術およびスポーツの拡大と関連機構の指導

基金処：障害者福祉基金会の職務、市障害者連合会所属の企業の開設と管理

国際連絡処：外国との交流およびそれに関連する事務



右端 侯副理事长 その左、王理事長

また、外局である北京市政府残疾人工作协调委员会秘书处は、北京市障害者事業に関する総合的な研究や決定についての資料その他の提供、およびそれに基づく各種プロジェクトや規則の立案や発議に関することを担当している。

この他、北京市障害者連合会には、図2に示すように六つの直属機関がある。

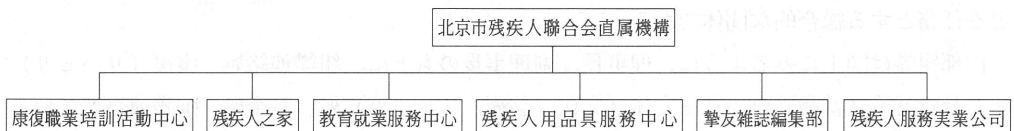


図 2

それぞれの日本語訳や職務内容は次のようである。

残疾人康復職業培訓活動中心：障害者健康回復職業養成訓練活動センター

残疾人之家：障害者各協会の連合会

残疾人教育就業服務中心：障害者就職サービスセンター

残疾人用品用具服務中心：障害者用品用具センター

残疾人聯合会摯友雜誌編輯部：障害者連合会の雑誌「誠実な友」編集部

残疾人服務実業公司：障害者の就業のための実業会社

北京市残疾人連合会の組織はこのようになっているが、一方その職責は以下のようにまとめられる。

- (1) 国家、北京市、中国残疾人聯合会（中国障害者連合会）の障害者事業の方針、政策を遂行すること

関係部門と連携して、北京市障害者事業の発展方略を検討、制定すること

立法機関及び関係部門と連携して、北京市障害者事業発展の法規、年度計画、長期計画及び適切な政策的な措置を制定し、調整実施すること。

- (2) 北京市の各区、縣残疾人連合会（各区、縣障害者連合会）を指導し監督すること。
- (3) 盲人協會（視覚障害者協會）、聾人協會（聴覚障害者）、肢残疾人協會（身体不自由者協會）、精神残疾人親友会（精神障害者親友会）、智力残疾人親友会（知的障害者親友会）、残疾人体育運動協會（障害者スポーツ協會）、残疾人个体労働者聯誼会（障害者個人経営労働者聯誼会）、残疾人新聞工作者聯誼会（障害者ジャーナリスト聯誼会）の管理をすること。障害者の切手収集、撮影などの大衆組織の活動を指導すること。
- (4) 障害者の意見を聞き、要求を報告し、合法的な權益を保護すること。
- (5) 障害者を団結させ、法律を守り、義務を果たし、自尊、自信、自強（向上を求め）、自立を目指し、社会主義建設のために尽力すること。
- (6) 障害者の健康回復と障害予防を展開、協調すること。
- (7) 学齡前教育や義務教育や職業教育や高等以上教育、および成人教育をすすめ、障害者の教育を推進すること。
- (8) 障害者の就職、健康の回復、貧困者の扶助について活動を展開すること。
- (9) 障害者の文化生活を豊富にし、大衆的な文化・娯楽・体育の活動を普及させ、各種の試合への参加を組織すること。
- (10) 障害者に関する福祉基金の調達と管理、障害者向きの特恵政策の遂行、社会保障の推進を担当すること。
- (11) 障害者が平等に社会生活に参加するために、よい社会環境を創造すること。障害者事業を宣伝し、人道主義を発揚し、全社会が障害者を理解し、尊重し、関心をもち、援助するようにし向けること。障害者向けの建物の建設と改造を推進すること。
- (12) 障害者に関する国際交流と国外の交流合作を推進すること。
- (13) 北京市政府残疾人（障害者）工作協調委員会の日常の仕事を担当すること。
- (14) 北京市政府の任じた他の仕事を担当すること。

このように、北京市障害者連合会は、図1に示すように北京市政府と連携しながらも独立した半官半民の組織であり、北京市の障害者に関する総合的な政策立案および執行のための組織である。日本にはこれに相当する組織がないため、具体的なイメージを持つことは難しいが、いずれにせよ、北京市における学校教育を除いた障害者問題の総括的な組織といえる。表1は、北京市の障害者数であるが、人口大国であるだけにその守備範囲および対象者は広範かつ膨大となる。

北京市の障害者数

障害者	41.3万	北京市総人口の4.5%
聴覚言語障害者	15.3万	
身体障害者	8.5万	
知的障害者	6.3万	
視覚障害者	4.0万	
精神障害者	2.3万	
重複障害者	4.9万	

なお、知的障害者の出現率は日本では一般に4%程度とされ、各障害の中での比率が最も高いが、表1での比率は低い。このことは、中国において知的障害者の全体的な把握が今後の課題として残されていることを示している。

連合会の王理事長、侯副理事長と約2時間にわたって懇談した。われわれからは連合会の仕事や現在や今後の課題などについて質問した。その一端は、上記からうかがわれよう。そして、さまざまな施策の発展のためには、やはり財源の問題が大きく横たわっていることが語られた。一方当方に対しては、日本の現状についての質問が出された。そこで示された最大の関心事は、障害の重い人々に対する教育や福祉の現状であった。日本ではいわゆる「重症心身障害児」も含めてすべての障害児に対して学校教育が保障されていることを紹介したとき、大きな驚きと深い関心が示された。これは今後ぜひわれわれも実現したいことだと述べられたが、やはりそれを可能にする財源の確保がむつかしいとのことであった。懇談の後、歓迎の夕食会に招待されたが、多方面での日本との交流を望んでいることが伝えられた。情報の交換をはじめ、人物交流についても希求していることが示された。これまでもたとえば身障者スポーツの面で日本から競技者が来訪するなどの交流が行われてきた実績があるが、いっそう日常的かつ継続的な、そして具体的に障害者の施策を充実させるための交流が望まれていた。また、障害者問題と直接関係するものではないが、過去の日本の侵略に関しても遺憾の意が表明された。

この懇談を通しての全体的な感想は、中国の首都北京においても障害者問題はやはりまだ発展途上国というべき段階にある、ということである。しかしながら、その背景には約150年にもわたる外国の侵略と収奪の歴史があるのであって、中国国民がそうした状況から独立して自らの手で国家と国民生活を建設しはじめてからようやく半世紀を経過したところである。懇談を通じて、王理事長や侯副理事長の熱意は十分に伝わってきた。遠くない将来に日本の現在の状況に到達するであろうし、それを凌駕することも予見させるものを感じた。

2. 中国聾児康復研究中心（中国聾児リハビリ研究センター）

聴覚障害幼児のための訓練センターである。語訓部主任である萬女史は、中国でも著名な聴覚障害児の教育家であり、その子息も障害を克服した人として有名である。

このセンターの方針は、早期からの徹底した口話法である。その一場面を写真2に示した。



萬女史（中央立っている人）

ここで印象深かったのは、ダイナミックな動きの中で口話力を高めようとしている点であった。日本の聾学校幼稚部における口話法教育においては、往々にして比喩的にいえば首から上に着目しがちであるが、ここでは足指先から頭頂部まで全身の神経を漲らせて口腔器官を鍛えるというものであった。幼児期にあっては聴覚障害への対応のみならず、健常児と共通して体づくりが重要であるが、そうした成長に関する基本と障害への手だてが統一的に把握された科学的な訓練法と評価すべき内容であった。このセンターでは、乳児については、対象としていないが、口話法で日常生活上ほとんど支障がないまでに成果をあげているとのことであった。

こうした訓練法に関わる問題については深く検討すべきと考えているが、その検討は別稿に譲る。

もう一点日本では見られないこととして、このセンターに健常児が通い、聴覚障害児の聴能訓練を支援する役割を担う場が用意されていることである。日本では一定程度の聴能レベルに達した聴覚障害児が通常の学級等に籍を置く形態はしばしばみられるが、聾学校へ健常児を入学させてクラスを編成し、その中で障害児が聴能訓練とともに学習する例はない。学校の新しい運用形態として、そしてまた一般に行われている「交流教育」の発想の転換に示唆を与えるものとして、注目すべきものであった。



健常児との混成クラス

3. 西城地区培智学校（西城地区養護学校）

知的障害児のための養護学校である。学校は北京市障害者連合会の管轄下にはないが、同連合会から市政府教育局への依頼により、参観が実現したものである。中央に運動場があり、それを四方から取り囲むように校舎が建てられていた。写真3は、運動場の中央で撮影したものである。

訪問してまず最初に会議室に案内され、校長先生の話を聞いた。市内には盲・聾学校が合わせて7校、知的障害のための養護学校が7校あるとの話から始まって、市内の障害児教育事情、

本校の状況など多岐にわたっての説明がなされた。そのなかで、やはり今後は障害の重い子どもを受け入れていくことが課題となっていること、軽い子どもは可能な限り健常児とともに教育すべきと考えていることが強調された。学校規模は、16クラス、203名の在籍で、教師数は57名となっている。



養護学校の子どもたちと

現在のところでは、養護学校の数が少ないために入学にあたっての競争率は高い。選抜基準は「社会適応、就業可能性」ということであった。ローカルな例となるが、島根県では養護学校高等部（知的障害）では選抜が行われており、その際の選考基準も同様である。

その後校内を案内されたが、たしかに日本では障害児学級該当と考えられる子どもたちであった。職業準備教育が重視され、かつての日本で行われていたような「学校工場方式」も導入されていた。在学期間に訓練を受けて、卒業後は関連工場で就業するパターンが主となっているもようであった。ただ最近の教育機器の発展を反映して、大手外国企業から寄贈されたというパソコンが並ぶ教室も配置されていた。教育内容全般を通しては、職業準備との関連で、手と目の協応能力の向上を目指しての裁縫学習や運動機能の向上のための体育、それにまた礼儀作法を教える道徳教育が重視されているとの印象を持った。

もう一つ、日本の養護学校には見られないこととして、針治療があった。すべての子どもを対象として、1週間の内に数回、頭部に針を刺し、大脳機能を高めるというものである。実際にその場面を見学したが、専門家が担当していた。その効果についての詳細は聞くことができなかったが、知的障害のみならず障害児の教育においては生理的基礎としての大脳との関連づけがきわめて重要と考える立場からは、少なくとも試みとしては大いに参考になることであった。Ashman, A.F.の文献で紹介されていたことではあったが、目の当たりにして感慨深いものがあった。

付記

北京障害者連合会の王理事長、候副理事長、そして案内の労をとっていただいた崔氏その他の各位に対し、厚くお礼申し上げます。

参 考 文 献

- 1) 北京市障害者連合会の組織等および北京市の障害者数については、下記を参考にした。
中国社会保障制度総覧編輯委員会（1995）；中国社会保障制度総覧，中国民主法制出版社，p.1426。
中国残疾人联合会；要覽「中国残疾人联合会章程，北京市残疾人联合会实施細則」
- 2) Ashman, A.F. (1995). The Education of Students with an intellectual disability in the People's Republic of China: Some Observations, European Journal of Special Needs Education, 10, 1, 47-57.